

滝川都市計画区域(滝川市・新十津川町)の整備、 開発及び保全の方針に係る中間見直しについて

滝川都市計画区域(滝川市、新十津川町)の整備、開発及び保全の方針(以降、「区域マスタープラン」という。)については、北海道が定める方針であるが、令和5年3月に策定した滝川市立地適正化計画及び令和6年3月に改定した滝川市都市計画マスタープランで新たに示した方針と整合を図るため、見直しを行います。

そのため、今回の見直しは滝川市立地適正化計画及び滝川市都市計画マスタープランの内容を区域マスタープランに反映させる手続きであり、市から北海道に区域マスタープランの案の申し出を行います。

なお、滝川市立地適正化計画の策定及び滝川市都市計画マスタープランの改定については、下記のとおり都市計画審議会にて審議していただき、「可」として答申をいただいております。これらの計画を区域マスタープランに反映する作業が今回の中間見直しになります。

- ・令和5年2月22日 諮問第1号 滝川市立地適正化計画の策定について
- ・令和6年2月27日 諮問第1号 滝川市都市計画マスタープランの改定について

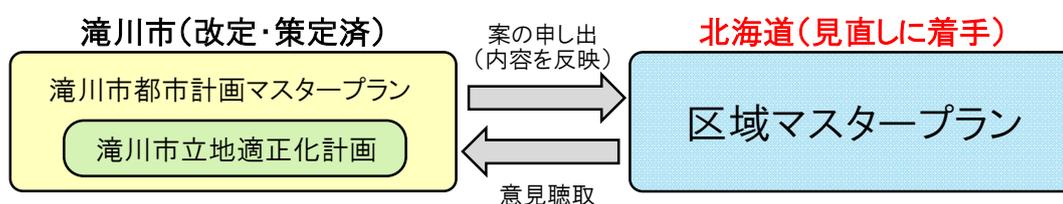


図 見直しイメージ

また、滝川都市計画区域については、滝川市と新十津川町で構成しており、それぞれの自治体に係る方針を定めていますが、新十津川町は今回中間見直しを行わないため、滝川市に係る部分のみの見直しになります。

1. 区域マスタープランについて

区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに北海道が定める基本的な方針のことを言い、この方針には下記の内容が定められております。

- | | |
|---|------------|
| I 都市計画の目標 | ※今回は見直し対象外 |
| II 区域区分の決定の有無 | ※今回は見直し対象外 |
| III <u>主要な都市計画の決定の方針(土地利用・都市施設の整備等)</u> | |

なお、滝川市都市計画マスタープランの上位計画に位置付けられており、都市計画決定(変更)の際には、必ず区域マスタープランと滝川市都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

2. 見直しの経緯

- | | | |
|---------------|--------------|------------------|
| 平成 16 年 | 当初決定 | ※平成 12 年の都市計画法改正 |
| 平成 23 年 | 第1回定時見直し | |
| 令和 元 年 | 第2回定時見直し | |
| <u>令和 7 年</u> | <u>中間見直し</u> | <u>※今回の見直し</u> |
| (令和 12 年 | 第3回定時見直し | ※予定) |

3. 中間見直しについて

区域マスタープランは北海道が定める方針ですが、見直しをする際は、都市計画法第15条の2の規定に基づき、市町村から北海道に区域マスタープランの案の申し出を行います。

また、今回の見直しは中間見直しのため、定時見直し間の随時見直しとして実施するものであり、次回の定時見直し(令和12年予定)までに都市計画決定(変更)を行うことが想定されるものを対象としております。

なお、中間見直しの対象範囲は、方針のうち「Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針」のみに限定されております。

※区域マスタープラン全体の見直しは、令和12年に予定されている定時見直しの際に改めて行います。

4. 中間見直しのフロー

